

## 神戸市公告

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年3月17日

神戸市長 久元喜造

### 1 入札に付する事項

所 在：神戸市西区竜が岡3丁目7番1

地 目：宅地

面 積：20,493.76㎡

用途地域：第一種低層住居専用地域

予定価格：619,500,000円

入札保証金：31,000,000円

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 神戸市における不動産の売払いに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると神戸市が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
  - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。
  - オ 神戸市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 買受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者
- (4) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者
  - ア 神戸市から直接に、又は第三者を経由して不動産を買受け、又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者
  - イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者
  - ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）

### 3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650 - 8570）

神戸市役所本庁舎1号館17階

神戸市行財政局資産活用課（電話番号 078 - 322 - 5051）

（以下「資産活用課」という。）

### 4 入札の参加に関する要領の公開時期及び公開方法

#### (1) 公開時期

令和5年3月17日（金）より公開

#### (2) 公開方法

ホームページにて公開（<http://www.city.kobe.lg.jp/information/publicsell/sell/>）

### 5 入札参加申込みの日時及び場所

#### (1) 入札参加申込みの日時

令和5年4月10日（月）と4月11日（火）の2日間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 入札参加申込みの場所

資産活用課

#### (3) 入札参加申込みに関する事項

入札への参加は、上記5(1)の期間内に申込みをした者に限ります。

### 6 入札の日時、場所及び方法

#### (1) 入札の日時

令和5年5月11日（木）から5月18日（木）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 入札の場所

資産活用課

#### (3) 入札の方法

本市が交付する所定の入札書により入札すること（郵送又は持参すること。）。

### 7 開札の日時及び場所

#### (1) 開札の日時

令和5年5月25日（木）午前9時30分より

#### (2) 開札の場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館24階 1241会議室

### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額は、上記「1 入札に付する事項」のとおりとします。

(2) 入札に参加する者は、事前に、本市が交付する所定の納入通知書により入札保証金を納付してください。

### 9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。

- (2) 「入札参加申込書兼誓約書」もしくは「入札保証金提出書」の提出がないとき。
- (3) 最低売却価格（予定価格）に達しない金額をもって入札したとき。
- (4) 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (5) 「入札書」に記名及び押印がないとき。
- (6) 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。
- (7) 一の入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき。
- (8) 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- (9) 代理人による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。
- (10) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (11) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (12) 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- (13) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
- (14) 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 10 その他

- (1) 本件契約には、利用に関して次の条件を付します。詳細については、実施要領で確認してください。

ア 公序良俗に反する使用の禁止

イ 風俗営業等の禁止

- (2) 落札者の決定の方法

落札者は、規則第 10 条の規定により定めた予定価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札をした者とし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。

- (3) 契約締結について

契約の締結は、令和 5 年 6 月 30 日（金）午後 5 時までに行いますが、本契約は市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、市会議決後に本契約としての効力を生じます。